

短期入所生活介護契約書(介護予防共通)

_____ (以下、「利用者」といいます)とショートステイサービス ひかり隣保館(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和____年____月____日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者は、利用開始日から3日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申込みことができます。これに対し、事業者は、居室の確保ができないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者は、利用開始日の午前9時30分以降に入所し、利用終了日の午後16時30分までに退所するものとします。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録によりすでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。
- 5 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条(短期入所生活介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居室サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条(短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所は当施設です。所在地及び設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業所は、【契約書別紙】に定めた内容について利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状況等に応じて第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - 二 居住の提供
 - 三 特別な食事の提供
 - 四 利用者に対する理美容サービス
 - 五 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - 六 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

2 前項のサービス費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。

第6条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、介護支援専門員から利用者へ交付された『サービス利用票』に実施内容を記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を月末に締め切り、翌月に請求書に明細を付して、通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月の期日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第8条(利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始日の午前8時までには通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が、利用開始日の午前8時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の一部を請求することができます。この場合、第7条に規定する料金の支払いと合わせて請求します。

第9条(利用期間中の中止)

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第10条(利用料金の変更)

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、【重要事項説明書】に記載された額に変更された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金表を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更が同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第11条(契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。

- ① 利用者が事業者の支払うべきサービス料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族等が事業者やサービス事業者または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者が、故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為(暴力・暴言等)を行うことなどによって、この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ⑤ 利用者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行いその結果この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

第12条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報及び当該家族の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第13条(賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。第12条に定める秘密保持に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条(賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対してこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第15条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第16条(緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第17条(連携)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

【契約書別紙】

○担当者

氏名 生活相談員 または代理の者

○短期入所生活介護の内容

ご利用場所 千葉県柏市十余二175—42

入所時間 ご利用開始日の 9:30～(日曜日・年末年始を除く毎日)

退所時間 ご利用終了日の16:30まで(毎日)

ご利用可能施設 【重要事項説明書】のとおり

食 事 【重要事項説明書】のとおり

入 浴 【重要事項説明書】のとおり

介 護 【重要事項説明書】のとおり

機能訓練 【重要事項説明書】のとおり

レクリエーション 【重要事項説明書】のとおり

健康管理 【重要事項説明書】のとおり

理美容 【重要事項説明書】のとおり

利用料 【重要事項説明書】のとおり

短期入所生活介護の中止・終了 【重要事項説明書】のとおり

○相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 04-7131-2914 当ホーム事務室

(受付時間 9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00)

事業者

<事業者名> ショートステイサービス ひかり隣保館 (千葉県指定 第1272200435号)

<住 所> 千葉県柏市十余二175—42

<代表者名> 理事長 渡部 昭 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

<利用者氏名>

印

重 要 事 項 説 明 書

1 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話番号 04-7131-2914 当ホーム事務室

(受付時間 9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00)

担当 生活相談員・介護主任 ※ご不明な点は、なんでもおたずねください

2 ショートステイサービス ひかり隣保館の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	ショートステイサービス ひかり隣保館
所在地	千葉県柏市十余二 175-42
電話番号	04-7131-2914
事業者番号	短期入所生活介護(千葉県指定 1272200435号)
施設長名	施設長 太田 元子

(2) 同施設の職員体制

(令和6年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者		1名		1名
医師	医師		1名	1名
生活相談員	社会福祉士	1名		2名
	社会福祉主事	1名		
栄養士	管理栄養士	1名		1名
機軸訓練指導員	看護職員と兼務			
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士	2名		2名
事務長		1名		1名
事務職員		2名		2名
介護・看護職員	看護師	2名	1名	3名
	准看護師	1名	2名	3名
	介護福祉士	19名	2名	21名
	社会福祉主事	1名		1名
	ホームヘルパー2級 初任者研修	2名	2名	4名
	介護基礎課程 実務者研修	7名		7名
	その他	5名	4名	9名

(3)同施設の設備の概要

定員	10名	食堂	1室
多床室(4人部屋)	3室	浴室	一般浴室 1室
医務室	1室		リフト浴室 1室
機能訓練コーナー	1ヶ所		特殊浴室 1室

3 サービス内容

(1)基本サービス

① 食 事

朝食 8:00 ~ 8:30

昼食 12:00 ~ 12:30

夕食 18:00 ~ 18:30

※原則として1階食堂でおとしいいただきます。

② 入 浴

利用者に応じた入浴をしていただけます。状態等により清拭となる場合があります。

③ 介 護

ご希望や状況に応じ適切な介護サービスを提供します。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

④ 機能訓練

看護・介護職員が中心となり体操など集団での対応を行います。

⑤ 生活相談

常勤の生活相談員に生活に関する相談ができます。ホームでの生活上、何かお困りのことがありましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

⑥ 健康管理

短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。

(2)その他のサービス

①理 美 容

毎月3回理美容のサービスを提供しております。

理容 第4月曜日 料金 1,500円 都合により日程が変更

美容 第1水曜日・第4火曜日 料金 1,000円 される場合があります。

②レクリエーション

当施設では各種の行事を行っております。行事予定表等でお知らせいたします。

ただし、やむを得ず日程の変更、中止等をさせていただきます場合がありますので参加の際は事前にご確認下さい。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

4 利用料金

(※料金については、別紙1料金表を参照)

(1)介護給付によるサービス(契約書第6条参照)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)のご負担となります。

② 滞在に関する費用(光熱水費及び室料)

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当り)のご負担となります。

(3) その他の料金

特別食、行事参加費、理美容費、・・・等は別途料金がかかります。

(4) キャンセル料

① 利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所当日の午前8時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 入所当日の午前8時までにご連絡がなかった場合	1日の自己負担額の50%

② 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をさせていただきます。

① 継続してご利用いただく場合はご指定の口座からの引落(27日引落)を基本とさせていただきます。

(口座引落の手続きには2~3ヶ月かかります。)

② 口座引落の申込みをされていない方は、郵便局への振込み(20日まで)をお願いいたします。

* 請求書に記載されている期日までに、通帳残高の確認またはお支払をお願いします。

5 サービスの利用方法

(1) サービス利用の申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- * この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

次の場合、文書で通知することによりすぐにサービスを終了させていただくことができます。

- ・利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ・利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・利用者が、故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為(暴力・暴言等)を行うことなどによって、この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ・利用者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の

告知を行いその結果この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

6当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

老人福祉法および介護保険法の理念に基づき、利用者の人格と個々のニーズを尊重し健全で明るく、そして、安らかな生活が送れるよう努めると共に、施設の社会的使命と公共性を重んじ事業の円滑なる運営を期することとする。

<重点項目>

- ① 老人介護の内容充実を図り、日常生活の質の向上に努めます。
- ② 職員の資質、専門性の向上に努め、より良いケアのため自己研鑽に励みます。
- ③ 地域社会との交流を深めると共に諸々の在宅ケアの推進に努めます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

<面 会>

毎日面会することができますが、他の利用者の生活時間に影響を与えないよう面会時間を設定させていただきます。

<面会時間> 9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00

(受付の面会簿にお名前のご記入をお願いしております。)

面会時の食べ物のお持ち込みについては、その時に召し上がる分量のみをお願いしております。ホームでは、食事以外におやつとして、菓子類・飲み物等を召し上がっていただいております。また、食べ物がいたむことも考えられますので、お持ち込みになる際は少量でお願いいたします。尚、同室の方へのお心遣いは、カロリー制限等をされている方がおりますのでご遠慮下さい。小さなお子様が面会される際は、廊下を走ったり、大きな声を出すことのないようお願いいたします。

<行 事>

ホームでは各種の行事を開催しておりますが、詳しい行事の予定は掲示板、年間行事予定表等でご確認下さい。

<外 出 ・ 外 泊>

その都度、ご相談ください。

<飲 酒 ・ 喫 煙>

ホームでの行事の際、ビール、日本酒等をお飲みいただく機会がございます。

ホームでは、火災予防、健康管理、環境衛生に努めており、敷地内全域を禁煙とさせていただきますので、面会時の喫煙はご遠慮下さい。ご協力をお願いいたします。

<設備 ・ 器具の利用>

全体の生活に支障のない程度にご利用ください。

<金銭・貴重品の管理>

居室には施錠できる収納個所がありませんので、貴重品はご家族の方に管理していただいております。

ホームでお小遣いをお預かりする場合は、¥2,000程度ご持参ください。当ホーム事務室にてお預かりいたします。(特別養護老人ホームひかり隣保館 預り金管理規定に準ずる)

<所持品の持ち込み>

各居室の、床頭台、戸棚に収納していただいております。収納量に限りがありますので、生活上必要最低限のものをご持参ください。

衣類の洗濯は、ホームで行いますので縮みやすいもの、高価なものはお避け下さい。

時計を必要とされる方は、目覚し時計のような置時計をお使い下さい。腕時計は誤って洗濯してしまう場合があります。

<施設外での受診>

ご相談に応じます。

<宗教活動>

利用者の信仰についての制限はありませんが、施設内での勧誘、宣伝、品物の配布等は一切認めておりません。また、いかなる政治活動及び営業行為も一切認めておりません。

<ハラスメント行為などの禁止>

サービス従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を禁止しております。

<ペット>

施設内では、小動物であっても飼育することはできません。また、館内へのペット等の立ち入りもご遠慮いただいております。

7 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 非常災害対策

- ・災害時の対応 災害備蓄品の保有、他施設との協定、介護職員以外の宿直者の配置等を実施しております。
- ・防火設備 熱・煙感知器、スプリンクラー、非常時自動放送装置、非常ベル、消火器、消火用散水栓等を設備しております。
- ・防災訓練 年間3～4回、避難・誘導・通報訓練、消火訓練等を消防署の指導のもと行っております。
- ・防火管理者 菊地 俊介

9 サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス担当責任者か、下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 04-7131-2914 当ホーム事務室
(受付時間 9:30～11:30 13:00～16:00)
担当 生活相談員・介護主任

☆その他の窓口☆

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。
柏市役所 電話番号 04-7167-1111 (柏市高齢者支援課)

10 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 千葉県厚生事業団	
代表者役職・氏名	理事長 渡部 昭	
本部所在地	千葉県柏市十余二 175-42	
電話番号	04-7131-6600	
定款の目的・定めた事業	1. 第一種社会福祉事業 (1) 養護老人ホームの設置経営 (2) 特別養護老人ホームの設置経営 2. 第二種社会福祉事業 (1) 保育園の設置経営 (2) 老人短期入所事業の設置経営	
施設・拠点等	養護老人ホーム	1カ所
	訪問介護事業所	1カ所
	特別養護老人ホーム	1カ所
	ショートステイ	2カ所
	保育園	1カ所

ショートステイ入所にあたり、本書面に基づいて重要な事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 千葉県柏市十倉二 175-42
名 称 ショートステイサービス ひかり隣保館
説 明 者
所属 氏 名
